【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月30日
【報告者の名称】	株式会社カカクコム
【報告者の所在地】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号
【電話番号】	（03）5725 4554（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員CFO　　粕谷　進一
【縦覧に供する場所】	株式会社カカクコム （東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「当社」とは、株式会社カカクコムをいいます。
（注２）　本書中の「公開買付者」とは、Kamgras １株式会社をいいます。
（注３）　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注８）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注９）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
（注10）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
（注11）　本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
（注12）　公開買付者、当社、株式会社デジタルガレージ及びKDDI株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e－５(b)の要件に従い、当

社の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2026年５月13日付で提出した意見表明報告書（2026年７月３日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年７月６日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年７月９日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年７月21日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年８月４日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年８月17日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年８月31日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年９月14日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年10月１日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書及び2026年10月16日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第８項において準用する法第27条の８第２項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

３　買付け等の概要
４　当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等
(2) 意見の根拠及び理由
① 本公開買付けの概要
② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
（ⅱ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
（ⅲ）公開買付者による買付け等の価格の算定の経緯及び基礎
③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置
⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置
(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

3【訂正前の内容及び訂正後の事項】

訂正箇所には下線を付しております。

３【買付け等の概要】

（変更前）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年５月13日から2026年10月28日まで（115営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき、金3,682円 ①　第８回新株予約権１個につき、金１円 ②　第10回新株予約権１個につき、金１円 ③　第11回新株予約権１個につき、金１円 ④　第13回新株予約権１個につき、金１円 ⑤　第14回新株予約権１個につき、金１円 ⑥　第15回新株予約権１個につき、金１円 ⑦　第16回新株予約権１個につき、金１円 ⑧　第17回新株予約権１個につき、金１円 ⑨　第18回新株予約権１個につき、金１円 ⑩　第19回新株予約権１個につき、金１円 ⑪　第20回新株予約権１個につき、金１円 （上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）
買付け予定数の上限	―（株）
買付け予定数の下限	34,941,000（株）（注１）

＜後略＞

（変更後）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年５月13日から2026年11月12日まで（125営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき、金3,683円 ①　第８回新株予約権１個につき、金１円 ②　第10回新株予約権１個につき、金１円 ③　第11回新株予約権１個につき、金１円 ④　第13回新株予約権１個につき、金１円 ⑤　第14回新株予約権１個につき、金１円 ⑥　第15回新株予約権１個につき、金１円 ⑦　第16回新株予約権１個につき、金１円 ⑧　第17回新株予約権１個につき、金１円 ⑨　第18回新株予約権１個につき、金１円 ⑩　第19回新株予約権１個につき、金１円 ⑪　第20回新株予約権１個につき、金１円 （上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）
買付け予定数の上限	―（株）
買付け予定数の下限	34,941,000（株）（注１）

＜後略＞

4【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

（2）【意見の根拠及び理由】

① 本公開買付けの概要

（変更前）

＜前略＞

しかしながら、公開買付者は、以下のような問題点を含む９月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が公開買付け（本提案者）の開始予定に関する公表（以下「予告公開買付け」といいます。）を継続していることにより、当社株式の市場株価は2026年９月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続していると考えているとのことです。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を3,597円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、当社が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び当社の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（９月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上であり、本10月14日付条件変更（以下に定義します。）後は3,682円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年９月16日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について当社の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかであるとのことです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に当社の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しているとのことです。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年９月中旬」から「未定」へ変更しているとのことです。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第２項第２号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえるとのことです。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと公開買付者としては考えているとのことです。かかる本提案者の態度は、当社の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、KDDIとの間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができることを条件とする公開買付価格（以下「条件付き公開買付価格（本提案者）」といいます。）についても3,720円に変更しているとのことです。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格を２％上回る価格（９月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,754円であり、本10月14日付条件変更（以下に定義します。）後は3,756円。以下「KDDI価格閾値」といいます。）以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値を下回るとのことです。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかであるとのことです。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しているとのことです。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。なお、本提案者は、過去にKDDI価格閾値を充足する水準への価格引上げを２度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、当社の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えているとのことです。

本提案者の上記のような態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると公開買付者としては考えているとのことです。このような状況下で、公開買付者としては、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,680円から3,681円に変更することを決定し、2026年９月29日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年９月29日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月14日まで延長し、合計105営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本９月29日付条件変更」といいます。）。

本９月29日付条件変更以降も、上記①及び②の問題点を含む本提案者の予告公開買付けが継続され、当社株式の市場株価は2026年10月14日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しているとのことです。引き続き、公開買付者としては、本提案者の態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えているとのことです。特に、公開買付者としては、本提案者による予告公開買付けについて、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みが明らかではなく、公開買付け（本提案者）の開始時期が不明な状況が継続している点が問題であると考えているとのことです。本提案者として公開買付け（本提案者）が当社の株主の皆様にとって最も魅力的な条件であると考えるのであれば、本提案者が公開買付け（本提案者）を開始することが期待されるところ、現時点においてもその開始時期は明らかにされていないとのことです。このように、公開買付け（本提案者）の開始時期が明らかでないまま、本提案者による予告公開買付けが継続し、当社の株主の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続する中においては、公開買付者として、当社の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとすることが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えているとのことです。そこで、公開買付者は、本９月29日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,681円から3,682円に変更することを決定し、2026年10月14日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月14日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月28日まで延長し、合計115営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本10月14日付条件変更」といいます。）。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、0asisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設けて協議を行っており、本９月29日付条件変更以降も本公開買付けへの応募に関する協議を継続しているとのことですが、現時点で決定している事実はないとのことです。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、当社が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前１株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の６第１項、令第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の当社株式１株当たり2,993円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものとのことです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得するとのことです（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の普通株式１株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,682円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合その他当社の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことであり、当該取引の結果として、DGは、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約20%（予定）（注10）を保有することとなる見込みとのことです。

＜中略＞

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

＜中略＞

② 本公開買付けの実施後（2026年11月５日（予定））

＜中略＞

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2027年１月中旬（予定））

＜中略＞

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2027年２月上旬（予定））

＜中略＞

⑤ 本自己株式取得の実施後（2027年２月上旬（予定））

＜中略＞

⑥ 本再出資の実施後（2027年２月上旬以降（予定））

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

しかしながら、公開買付者は、以下のような問題点を含む９月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が公開買付け（本提案者）の開始予定に関する公表（以下「予告公開買付け」といいます。）を継続していることにより、当社株式の市場株価は2026年９月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続していると考えているとのことです。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を3,597円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、当社が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び当社の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（９月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上であり、本10月28日付条件変更（以下に定義します。）後は3,683円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年９月16日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について当社の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかであるとのことです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に当社の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しているとのことです。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年９月中旬」から「未定」へ変更しているとのことです。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第２項第２号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえるとのことです。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと公開買付者としては考えているとのことです。かかる本提案者の態度は、当社の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、KDDIとの間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができることを条件とする公開買付価格（以下「条件付き公開買付価格（本提案者）」といいます。）についても3,720円に変更しているとのことです。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格を２％上回る価格（９月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,754円であり、本10月28日付条件変更（以下に定義します。）後は3,757円。以下「KDDI価格閾値」といいます。）以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値を下回るとのことです。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかであるとのことで

す。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しているとのことです。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。なお、本提案者は、過去にKDDI価格閾値を充足する水準への価格引上げを２度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、当社の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えているとのことです。

また、公開買付者としては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「② 本不応募契約（DG）」及び「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本公開買付けが継続する限り、本不応募契約（DG）上、DGが公開買付け（本提案者）に応じることはできず、また、本提案者が公開買付価格（本提案者）をKDDI価格閾値を上回る価格に変更しない場合には、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じることはできないことから、上記のような状況下では、本提案者が当社株式の非公開化に必要となる当社の総株主の総議決権数の３分の２に相当する議決権の数を確保することは困難であり、そのような本提案者による提案を成立可能性の高い非公開化提案と評価することはできないと考えているとのことです。

本提案者の上記のような態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると公開買付者としては考えているとのことです。このような状況下で、公開買付者としては、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,680円から3,681円に変更することを決定し、2026年９月29日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年９月29日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月14日まで延長し、合計105営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本９月29日付条件変更」といいます。）。

本９月29日付条件変更以降も、上記①及び②の問題点を含む本提案者の予告公開買付けが継続され、当社株式の市場株価は2026年10月14日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しているとのことです。引き続き、公開買付者としては、本提案者の態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えているとのことです。特に、公開買付者としては、本提案者による予告公開買付けについて、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みが明らかではなく、公開買付け（本提案者）の開始時期が不明な状況が継続している点が問題であると考えているとのことです。本提案者として公開買付け（本提案者）が当社の株主の皆様にとって最も魅力的な条件であると考えるのであれば、本提案者が公開買付け（本提案者）を開始することが期待されるところ、2026年10月14日時点においてもその開始時期は明らかにされていないとのことです。このように、公開買付け（本提案者）の開始時期が明らかでないまま、本提案者による予告公開買付けが継続し、当社の株主の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続する中においては、公開買付者として、当社の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとすることが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えているとのことです。そこで、公開買付者は、本９月29日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,681円から3,682円に変更することを決定し、2026年10月14日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月14日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月28日まで延長し、合計115営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本10月14日付条件変更」といいます。）。

その後、本コンソーシアムは、本特別委員会から、2026年10月16日付で、本公開買付価格について、当社の市場株価の状況も踏まえ、本公開買付けの早期成立が合理的に見込まれる水準まで引き上げることの要請を受けるとともに、本特別委員会として、本提案者に対しても、同日付で二重価格を解消する形での提案を要請している旨の伝達を受けたとのことです。これに対し、本コンソーシアムは、本提案者による二重価格での予告公開買付けの影響を受けて当社株式の市場株価が形成されている中で、当該市場株価の状況を踏まえて本コンソーシアムが本公開買付価格を引き上げるべきとの要請には応じることはできない旨、及び、当社による要請を受けて本提案者から示される提案内容を確認した上で、本コンソーシアムとしての対応を検討する旨を2026年10月26日付で回答したとのことです。

その後、本提案者は本SPVであるBCPE Blitz Cayman, L.P.の名義で、2026年10月26日付で「「株式会社カカクコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「10月26日付本提案者プレスリリース」といいます。）を公表しているとのことです。10月26日付本提案者プレスリリースによれば、本提案者は公開買付価格（本提案者）を3,597円から3,700円に変更することを決定したとのことです。なお、条件付き公開買付価格（本提案者）は3,720円から変更はないとのことです。また、当社が2026年10月27日付で公表した「「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年10月27日付当社プレスリリース」といいます。）によれば、当社は、2026年10月27日付で本公開買付契約に基づき、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております。また、2026年10月27日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はありません。しかしながら、公開買付価格（本提案者）である3,700円及び条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円は、いずれもKDDI価格閾値（10月26日付本提案者プレスリリース時点では3,756円であり、本10月28日付条件変更（以下に定義します。）後は3,757円）を依然として充足していないとのことです。また、本提案者は、これまでの価格引上げの過程において、KDDI価格閾値を上回る価格で公開買付価格（本提案者）を変更してきた経緯があり、KDDIの協力を前提とする条件付き公開買付価格（本提案者）を含む提案が実現可能性を有するために必要となる条件を十分認識しているものと考えられるところ、10月26日付本提案者プレスリリースにおいて、本提案者は、KDDI価格閾値を上回る価格で公開買付け（本提案者）を開始することを表明していないとのことです。したがって、公開買付者としては、10月26日付本提案者プレスリリースにおける提案内容の公表によっても引き続き不透明な状況の解消には至っていないものと理解しているとのことです。このような状況下において、公開買付者としては、当社の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとすることが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えているとのことです。そこで、公開買付者は、本10月14日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様に現に提供している売却機会をより有利なものとし、本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を3,682円から3,683円に変更することを決定し、2026年10月28日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月28日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年11月12日まで延長し、合計125営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本10月28日付条件変更」といいます。）。本提案者が公開買付価格（本提案者）を3,700円に引き上げたことを受け、公開買付者は2026年10月27日付で、当社より、本公開買付けが継続する場合における本提案者による公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足可能性も踏まえた、本公開買付契約に基づく本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです。公開買付者としては、その内容を踏まえた対応について検討しているものの、現時点で決定した事実はないとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、Oasisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設けて協議を行っており、本10月14日付条件変更以降も本公開買付けへの応募に関する協議を継続しているとのことですが、現時点で決定している事実はないとのことです。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、当社が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前１株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の６第１項、令第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の当社株式１株当たり2,994円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものとのことです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得するとのことです（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の普通株式１株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評

価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,683円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合その他当社の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことであり、当該取引の結果として、DGは、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約20%（予定）（注10）を保有することとなる見込みとのことです。

＜中略＞

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

＜中略＞

② 本公開買付けの実施後（2026年11月19日（予定））

＜中略＞

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2027年２月上旬（予定））

＜中略＞

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2027年２月中旬（予定））

＜中略＞

⑤ 本自己株式取得の実施後（2027年２月中旬（予定））

＜中略＞

⑥ 本再出資の実施後（2027年２月中旬以降（予定））

＜後略＞

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

（ⅱ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（変更前）

＜前略＞

しかしながら、公開買付者は、以下のような問題点を含む９月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が予告公開買付けを継続していることにより、当社株式の市場株価は2026年９月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続していると考えているとのことです。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を3,597円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、当社が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び当社の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（９月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上であり、本10月14日付条件変更後は3,682円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年９月16日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について当社の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかであるとのことです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に当社の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しているとのことです。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年９月中旬」から「未定」へ変更しているとのことです。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第２項第２号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえるとのことです。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと公開買付者としては考えているとのことです。かかる本提案者の態度は、当社の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても3,720円に変更しているとのことです。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）をKDDI価格閾値以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値（本10月14日付条件変更後は3,756円）を下回るとのことです。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかであるとのことです。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しているとのことです。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。なお、本提案者は、過去にKDDI価格閾値を充足する水準への価格引上げを２度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、当社の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えているとのことです。

本提案者の上記のような態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると公開買付者としては考えているとのことです。このような状況下で、公開買付者としては、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,680円から3,681円に変更することを決定し、2026年９月29日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年９月29日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月14日まで延長し、合計105営業日とすることを決定したとのことです。

本９月29日付条件変更以降も、上記①及び②の問題点を含む本提案者の予告公開買付けが継続され、当社株式の市場株価は2026年10月14日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しているとのことです。引き続き、公開買付者としては、本提案者の態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えているとのことです。特に、公開買付者としては、本提案者による予告公開買付けについて、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みが明らかではなく、公開買付け（本提案者）の開始時期が不明な状況が継続している点が問題であると考えているとのことです。本提案者として公開買付け（本提案者）が当社の株主の皆様にとって最も魅力的な条件であると考えるのであれば、本提案者が公開買付け（本提案者）を開始することが期待されるところ、現時点においてもその開始時期は明らかにされていないとのことです。このように、公開買付け（本提案者）の開始時期が明らかでないまま、本提案者による予告公開買付けが継続し、当社の株主の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続する中においては、公開買付者として、当社の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとすることが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えているとのことです。そこで、公開買付者は、本９月29日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,682円、本自己株式取得価格を2,993円に変更することを決定したとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、0asisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設けて協議を行っており、本９月29日付条件変更以降も本公開買付けへの応募に関する協議を継続しているとのことですが、現時点で決定している事実はないとのことです。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

しかしながら、公開買付者は、以下のような問題点を含む９月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が予告公開買付けを継続していることにより、当社株式の市場株価は2026年９月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続していると考えているとのことです。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を3,597円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、当社が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び当社の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（９月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上であり、本10月28日付条件変更後は3,683円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年９月16日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について当社の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかであるとのことです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に当社の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しているとのことです。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年９月中旬」から「未定」へ変更しているとのことです。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第２項第２号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえるとのことです。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと公開買付者としては考えているとのことです。かかる本提案者の態度は、当社の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても3,720円に変更しているとのことです。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）をKDDI価格閾値以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値（本10月28日付条件変更後は3,757円）を下回るとのことです。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかであるとのことです。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しているとのことです。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。なお、本提案者は、過去にKDDI価格閾値を充足する水準への価格引上げを２度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、当社の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えているとのことです。

また、公開買付者としては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「② 本不応募契約（DG）」及び「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本公開買付けが継続する限り、本不応募契約（DG）上、DGが公開買付け（本提案者）に応じることはできず、また、本提案者が公

開買付価格（本提案者）をKDDI価格閾値を上回る価格に変更しない場合には、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じることはできないことから、上記のような状況下では、本提案者が当社株式の非公開化に必要となる当社の総株主の総議決権数の３分の２に相当する議決権の数を確保することは困難であり、そのような本提案者による提案を成立可能性の高い非公開化提案と評価することはできないと考えているとのことです。

本提案者の上記のような態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると公開買付者としては考えているとのことです。このような状況下で、公開買付者としては、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,680円から3,681円に変更することを決定し、2026年９月29日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年９月29日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月14日まで延長し、合計105営業日とすることを決定したとのことです。

本９月29日付条件変更以降も、上記①及び②の問題点を含む本提案者の予告公開買付けが継続され、当社株式の市場株価は2026年10月14日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しているとのことです。引き続き、公開買付者としては、本提案者の態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えているとのことです。特に、公開買付者としては、本提案者による予告公開買付けについて、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みが明らかではなく、公開買付け（本提案者）の開始時期が不明な状況が継続している点が問題であると考えているとのことです。本提案者として公開買付け（本提案者）が当社の株主の皆様にとって最も魅力的な条件であると考えるのであれば、本提案者が公開買付け（本提案者）を開始することが期待されるところ、2026年10月14日時点においてもその開始時期は明らかにされていないとのことです。このように、公開買付け（本提案者）の開始時期が明らかでないまま、本提案者による予告公開買付けが継続し、当社の株主の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続する中においては、公開買付者として、当社の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとすることが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えているとのことです。そこで、公開買付者は、本９月29日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,682円、本自己株式取得価格を2,993円に変更することを決定したとのことです。

その後、本コンソーシアムは、本特別委員会から、2026年10月16日付で、本公開買付価格について、当社の市場株価の状況も踏まえ、本公開買付けの早期成立が合理的に見込まれる水準まで引き上げることの要請を受けるとともに、本特別委員会として、本提案者に対しても、同日付で二重価格を解消する形での提案を要請している旨の伝達を受けたとのことです。これに対し、本コンソーシアムは、本提案者による二重価格での予告公開買付けの影響を受けて当社株式の市場株価が形成されている中で、当該市場株価の状況を踏まえて本コンソーシアムが本公開買付価格を引き上げるべきとの要請には応じることはできない旨、及び、当社による要請を受けて本提案者から示される提案内容を確認した上で、本コンソーシアムとしての対応を検討する旨を2026年10月26日付で回答したとのことです。

その後、本提案者は本SPVであるBCPE Blitz Cayman, L.P.の名義で、10月26日付本提案者プレスリリースを公表しているとのことです。10月26日付本提案者プレスリリースによれば、本提案者は公開買付価格（本提案者）を3,597円から3,700円に変更することを決定したとのことです。なお、条件付き公開買付価格（本提案者）は3,720円から変更はないとのことです。また、2026年10月27日付当社プレスリリースによれば、当社は、2026年10月27日付で本公開買付契約に基づき、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております。また、2026年10月27日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はありません。しかしながら、公開買付価格（本提案者）である3,700円及び条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円は、いずれもKDDI価格閾値（10月26日付本提案者プレスリリース時点では3,756円であり、本10月28日付条件変更後は3,757円）を依然として充足していないとのことです。また、本提案者は、これまでの価格引上げの過程において、KDDI価格閾値を上回る価格で公開買付価格（本提案者）を変更してき

た経緯があり、KDDIの協力を前提とする条件付き公開買付価格（本提案者）を含む提案が実現可能性を有するために必要となる条件を十分認識しているものと考えられるところ、10月26日付本提案者プレスリリースにおいて、本提案者は、KDDI価格閾値を上回る価格で公開買付け（本提案者）を開始することを表明していないとのことです。したがって、公開買付者としては、10月26日付本提案者プレスリリースにおける提案内容の公表によっても引き続き不透明な状況の解消には至っていないものと理解しているとのことです。このような状況下において、公開買付者としては、当社の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとすることが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えているとのことです。そこで、公開買付者は、本10月14日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様に現に提供している売却機会をより有利なものとし、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,683円、本自己株式取得価格を2,994円に変更することを決定したとのことです。本提案者が公開買付価格（本提案者）を3,700円に引き上げたことを受け、公開買付者は2026年10月27日付で、当社より、本公開買付けが継続する場合における本提案者による公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足可能性も踏まえた、本公開買付契約に基づく本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです。公開買付者としては、その内容を踏まえた対応について検討しているものの、現時点で決定した事実はないとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、0asisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設けて協議を行っており、本10月14日付条件変更以降も本公開買付けへの応募に関する協議を継続しているとのことですが、現時点で決定している事実はないとのことです。

＜後略＞

（iii）公開買付者による買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

イ　買付け等の価格の算定の基礎

（ア）普通株式

（変更前）

＜前略＞

その後、公開買付者は、本９月29日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,681円から3,682円に変更することを決定したとのことです。

本10月14日付条件変更後の本公開買付価格である3,682円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年４月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して73.60%、同日までの過去１ヶ月の終値単純平均2,103円に対して75.08%、同過去３ヶ月の終値単純平均1,949円に対して88.92%、同過去６ヶ月の終値単純平均2,166円に対して69.99%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

また、本10月14日付条件変更後の本公開買付価格である3,682円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年５月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,774円に対して32.73%、同日までの過去１ヶ月の終値単純平均2,422円に対して52.02%、同過去３ヶ月の終値単純平均2,045円に対して80.05%、同過去６ヶ月の終値単純平均2,153円に対して71.02%のプレミアムとなる価格となるとのことです。また、本10月14日付条件変更後の本公開買付価格である3,682円は、2026年５月12日の当社株式の終値である2,925円に対して25.88%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

（変更後）

＜前略＞

その後、公開買付者は、本９月29日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,681円から3,682円に変更することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、本10月14日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,682円から3,683円に変更することを決定したとのことです。

本10月28日付条件変更後の本公開買付価格である3,683円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年４月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して73.64%、同日までの過去１ヶ月の終値単純平均2,103円に対して75.13%、同過去３ヶ月の終値単純平均1,949円に対して88.97%、同過去６ヶ月の終値単純平均2,166円に対して70.04%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

また、本10月28日付条件変更後の本公開買付価格である3,683円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年５月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,774円に対して32.77%、同日までの過去１ヶ月の終値単純平均2,422円に対して52.06%、同過去３ヶ月の終値単純平均2,045円に対して80.10%、同過去６ヶ月の終値単純平均2,153円に対して71.06%のプレミアムとなる価格となるとのことです。また、本10月28日付条件変更後の本公開買付価格である3,683円は、2026年５月12日の当社株式の終値である2,925円に対して25.91%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

③　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（変更前）

＜前略＞

（xi）Kamgras　1による2026年10月14日付条件変更を踏まえた検討の経緯

＜中略＞

なお、2026年10月15日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はありません。

（変更後）

＜前略＞

（xi）Kamgras　1による2026年10月14日付条件変更を踏まえた検討の経緯

＜中略＞

なお、2026年10月15日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はありません。

（xii）Kamgras　1による2026年10月28日付条件変更を踏まえた検討の経緯

その後、本特別委員会は、本コンソーシアムに対し、2026年10月16日付で、本公開買付価格について、当社の市場株価の状況も踏まえ、本公開買付けの早期成立が合理的に見込まれる水準まで引き上げることを要請いたしました。また、本提案者に対しても、同日付で、公開買付価格（本提案者）について、二重価格を解消するとともに、公開買付け（本提案者）の早期の開始及び成立が合理的に見込まれる水準まで引き上げることを要請いたしました。その後、本コンソーシアムより、本提案者による二重価格での予告公開買付けの影響を受けて当社株式の市場株価が形成されている中で、当該市場株価の状況を踏まえて本コンソーシアムが本公開買付価格を引き上げるべきとの要請には応じることはできない旨、及び、当社による要請を受けて本提案者から示される提案内容を確認した上で、本コンソーシアムとしての対応を検討する旨の回答を2026年10月26日付で受領いたしました。また、本提案者からは、同日付で公開買付価格（本提案者）を3,700円（ただし、KDDIとの間で不応募契約を締結できた場合には、3,720円）に引き上げる旨の提案（以下「本10月26日付提案」といいます。）を受領いたしました。なお、本10月26日付提案における公開買付価格（本提案者）は2026年10月27日時点の本公開買付価格を上回っていたことから、当社は、2026年10月27日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れました（以下「本10月27日協議申入れ」といいます。）。

その後、公開買付者は、2026年10月28日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出し、本公開買付価格を１株当たり3,682円から3,683円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年５月11日の終値2,774円に対して32.77%のプレミアム、直近１ヶ月間の終値の単純平均値2,422円に対して52.06%のプレミアム、直近３ヶ月間の終値の単純平均値2,045円に対して80.10%のプレミアム、直近６ヶ月間の終値の単純平均値2,153円に対して71.06%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた2026年４月23日の前営業日である2026年４月22日の終値2,121円に対して73.64%、2026年４月22日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値2,103円に対して75.13%、2026年４月22日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値1,949円に対して88.97%、2026年４月22日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値2,166円に対して70.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）、本自己株式取得価格を2,993円から2,994円に変更しております。なお、公開買付者としては、本10月27日協議申入れを受けた対応について検討しているものの、現時点で決定した事実はないとのことです。

なお、2026年10月29日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はありません。

（３）【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑧　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

（変更前）

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、115営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、125営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

（４）【公開買付け後の組織再編等の方針】

（変更前）

＜前略＞

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年12月中旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2027年１月上旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜後略＞

以上